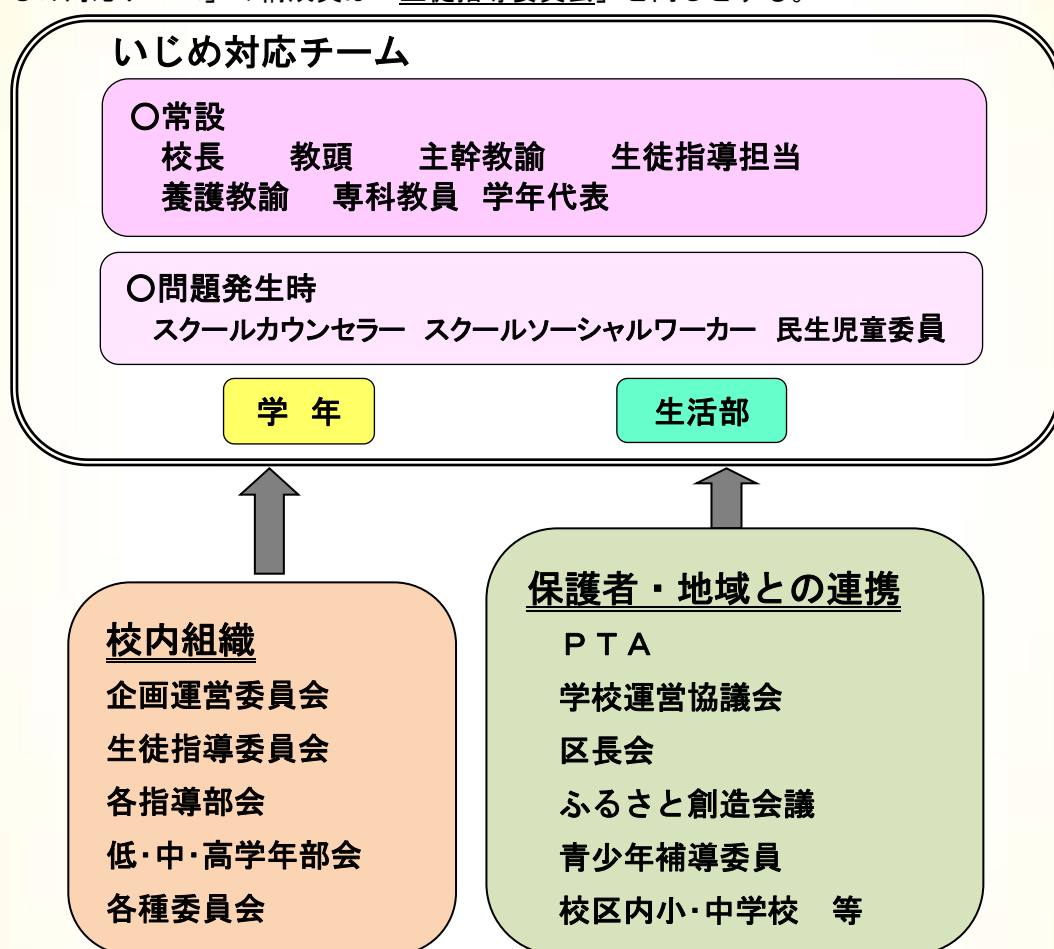


校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、市内で統一した項目を入れたアンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

いじめ対応チームの構成員

- 「いじめ対応チーム」の構成員は「生徒指導委員会」と同じとする。



- 「いじめ対応チーム」の会議は、原則として学期に1回行う。
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ・年間指導計画の作成、実施
 - ・校内研修の企画、実施
 - ・アンケートの集計、結果の分析
 - ・気になる生徒の情報交換
 - ・その他
- いじめ問題が発生したときには、即時に「いじめ対応チーム」を招集する。
- ①調査方法と分担
 - ②聞き取り調査
 - ③指導方針の決定
 - ④関係児童への指導
 - ⑤保護者への説明等
- いじめが認知された場合は、総合教育センターに報告をする。